

新居浜市

公園施設長寿命化計画

(概要版)



令和7(2025)年4月

新 居 浜 市

1. 計画の概要と目的

(1) 現状・目的

本市では、現在、29の都市公園を管理していますが、そのうちの半数以上の17公園が整備後30年以上経過しており、施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増加が課題となっています。

また、令和6年度に実施した公園施設調査の結果では、公園施設全体の36%が使用見込み期間[※]を超過しており、10年後には47%に増加することが確認されました。使用見込み期間を超過した施設であっても定期点検において、安全に利用できる施設として評価される施設も多くありますが、安全安心な施設の利用を継続していくためには、計画的な更新、維持補修等、適切な管理を行っていく必要があります。

本計画は、公園施設を計画的に管理することで、施設の延命化と維持管理費用の低減を図るとともに、市の財政負担を考慮し、特定の年度に過度の支出が生じないよう財政出動額の平準化を図ることを目的とするものです。

※使用見込み期限とは、実際に公園施設の使用が可能と想定される使用期間の目安として設定するもの。



(2) 計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度～令和16(2034)年度までの10年間としますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、令和11(2029)年度に見直しを行います。



(3) 計画の対象公園

公園施設長寿命化計画の対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園」のうち、ほぼ施設のない都市緑地を除く以下の28公園としています。

種別	公園名	規模(ha)	供用
街区	土橋公園	0.63	1956年
街区	喜光地公園	0.17	1956年
街区	瀬戸公園	0.20	1979年
街区	中須賀公園	0.19	1984年
街区	新須賀公園	0.18	1985年
街区	寿公園	0.28	1987年
街区	船木公園	0.27	1990年
街区	西喜光地公園	0.21	1993年
街区	駅前西公園	0.15	2011年
街区	駅前中央公園	0.14	2009年
街区	駅前南公園	0.10	2009年
街区	正光寺山古墳公園	0.41	2011年
街区	東浜公園	0.96	2011年
街区	三喜浜公園	0.25	2012年

種別	公園名	規模(ha)	供用
広場	ふれあい広場	0.47	1988年
広場	憩いの森	0.14	2000年
近隣	新居浜公園	2.70	1956年
近隣	中央公園	0.54	1967年
近隣	松の木公園	0.67	1983年
近隣	中萩きらきら公園	1.07	2010年
総合	山根公園	10.10	1987年
風致	滝の宮公園	41.79	1956年
風致	池田池公園	22.14	1993年
風致	黒島海浜公園	12.55	1988年
都緑	国領川緑地	36.05	1973年
歴史	岡城館歴史公園	0.60	2014年
近隣	神郷公園	1.10	2017年
街区	渦井なかよし公園	0.19	2019年

2. 施設の状況把握と管理方法

(1) 計画の対象とする施設

計画の対象となる施設は、28 の各都市公園に設置された施設のうち占用施設を除く全 4,104 施設となります。

対象公園数	対象施設数	公園施設種類								
		園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他施設
28	4,104	514	91	661	190	294	79	197	2,074	4

【参考】公園施設の分類

園路広場	園路、階段、橋梁等	遊戯施設	遊具	便益施設	便所、水飲み場等
修景施設	花壇、噴水、藤棚等	運動施設	野球場、サッカー場等	管理施設	照明灯、車止め等
休養施設	あずまや、ベンチ等	教養施設	記念碑、モニュメント等	その他施設	展望台

(2) 点検結果の概要

公園施設の老朽化の状況や損傷状況を把握するため、令和 6（2024）年度に上記施設の点検を実施しました。

点検は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（平成 30 年 10 月 国土交通省都市局）」（以下、「指針（案）」という）に基づき、以下の基準に従い判定を行いました。

ランク	判定基準
A	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全である。 • 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 • 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に劣化が進行している。 • 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に顕著な劣化である。 • 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

資料：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（平成 30 年 10 月 国土交通省都市局）」

— 点検結果 —

- 安全に利用できる施設【健全度 A または B】 → 3,778 施設（92.1%）
- 利用はできるが何らかの対策が望まれる施設【健全度 C】 → 252 施設（6.1%）
- 更新対応が必要な施設【健全度 D】 → 74 施設（1.8%）

◆ 点検結果の抜粋（健全度 C または D 判定の例）



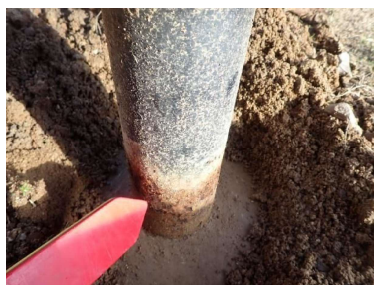
遊具地際部のサビ（黒島海浜公園）



ブランコ継手部のサビ（黒島海浜公園）



四阿屋根の劣化（池田池公園）



スイング遊具地際部のサビ（滝の宮公園）



ガードパイプ地際部の孔食（滝の宮公園）



木橋の腐朽の進行（池田池公園）

(3) 公園施設の管理の方法

対象となる公園施設は多岐にわたり、施設数も 4,104 施設と膨大な数となります。

そのため、公園施設長寿命化計画では、利用者への被害影響度が高く、計画的な補修などを行い施設の延命化を図る「予防保全型管理」の施設と、日常の維持管理は行うものの寿命が来るまで計画的な補修を行わない「事後保全型管理」の施設に分類します。

<p>予防保全型 管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行うほか、計画的な補修を行うことで施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせるよう管理する方法。（遊具、あずまや、便所など）</p> 
<p>事後保全型 管理</p>	<p>施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなる段階で撤去・更新を行う方法。（ベンチ、フェンス、車止めなど）</p> 

本計画では、予防保全型管理が **331** 施設、事後保全型管理が **3,773** 施設と分類しています。

3. 公園施設長寿命化計画の検討

(1) 緊急度の設定

公園施設長寿命化計画では、点検結果に基づく健全度判定をもとに、対策の優先順位付けを行うために緊急度判定を行います。緊急度判定は、指針（案）に示されている右図に従い、「高」・「中」・「低」と設定します。

健全度判定は、指針（案）では、予防保全型管理施設を対象に行うものとされて

いますが、本計画では、事後保全型管理施設についても劣化状況に応じた対策順位を設定する観点から、緊急度判定を行いました。

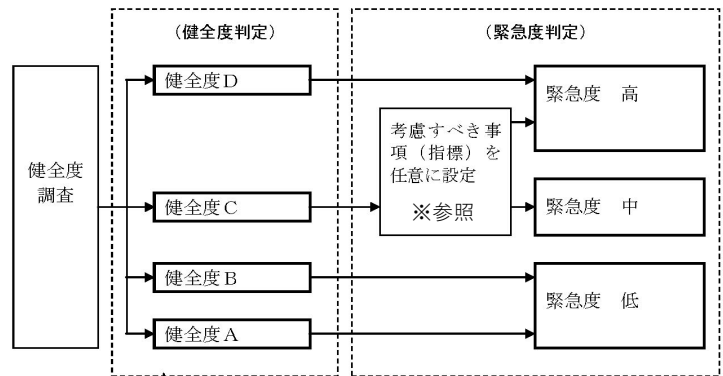


図 緊急度判定の考え方

施設区分	緊急度「低」	緊急度「中」	緊急度「高」	合計
健全度A	2,803			2,803
健全度B	975			975
健全度C		131	121	252
健全度D			74	74
合計	3,778	131	195	4,104

※) 健全度Cの場合の緊急度は、公園利用者への影響や公園利用者数等を勘案し、遊戯施設及び主要5公園（滝の宮公園、池田池公園、山根公園、黒島海浜公園、国領川緑地）のうち、主に来訪者の利用満足につながる施設（舗装・休養・照明灯）については緊急度を「高」として設定しています。

(2) 対策種別の設定

本計画では、健全度判定結果に基づき、「更新」・「補修」・「経過観察」の3つの種別に分類し、それぞれ対策を進めていきます。

健全度（緊急度）	対策種別	備考
健全度D（高）	更新	施設の寿命に関わらず計画期間内で更新を行います。
健全度C（高・中）	更新	現在の劣化状況や施設の寿命を勘案しながら「更新」・「補修」のいずれかを行います。 （但し、補修の対象となる施設は予防保全型管理施設に限ります。）
	補修	
	経過観察	
健全度B（低）	経過観察	現時点では健全な状態を保っていることから、日常点検を行いつつ、健全度C判定に進行した時点で「更新」か「補修」かを検討します。
健全度A（低）	経過観察	

注) 上記基準に加え、施設の利用状況や立地状況も踏まえ撤去のみを行う施設とするなど、多角的な視点から最終的な対策種別を決定します。

注) 健全度Cのうち、事後保全型管理施設で使用見込み期間の9割を超えていない施設は経過観察とし、次回点検時の劣化進行状況を踏まえて対策の有無を検討します。

(3) 対策施設数と対策費用

上記までの検討に基づく今後 10 年間の対策施設数と対策費用は以下のとおりとなります。

管理区分	更新対策		補修対策		合計	
	施設数	対策費(千円)	施設数	対策費(千円)	施設数	対策費(千円)
予防保全型	40	217,766	19	12,979	59	230,745
事後保全型	115	166,311	0	0	115	166,311
合計	155	384,077	19	12,979	174	397,056

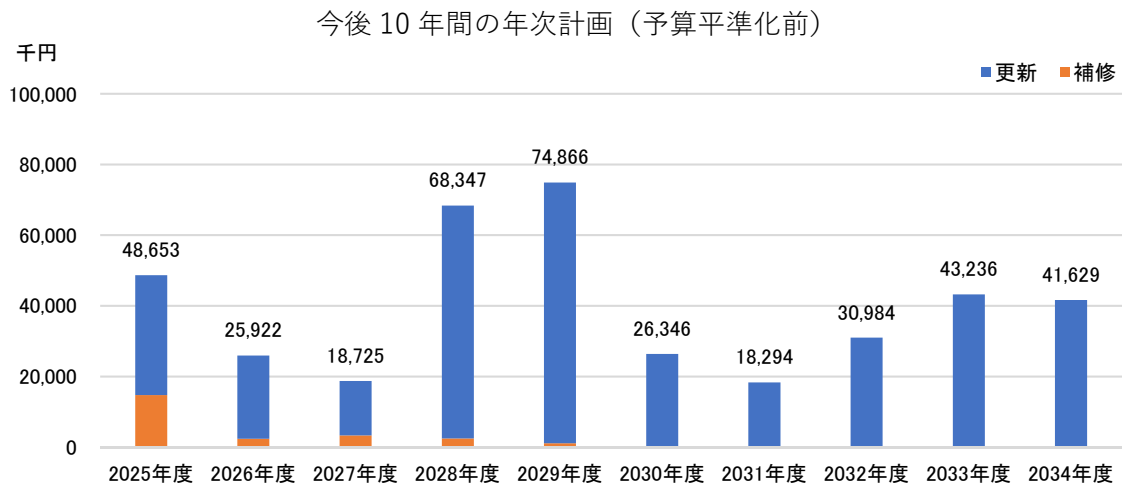
※事後保全型管理施設は、日常の維持管理は行うものの寿命が来るまで計画的な補修を行わない施設であることから、補修対策は行いません。

(4) 対策順位（年次計画）の設定

各施設の対策は、緊急度「高」と設定したものを優先して行い、その後、緊急度「中」の対策を行うよう計画します。

具体的には、更新対象施設は数が多いことから、緊急度「高」と設定した施設を計画期間の前半 5 年間で、緊急度「中」と設定した施設を後半 5 年間で対策を実施します。また、補修対象施設は数が少ないことから、緊急度「高」と設定した施設を計画期間の初年度で、緊急度「中」と設定した施設を計画期間の 2～5 年目までの間で対策を実施します。

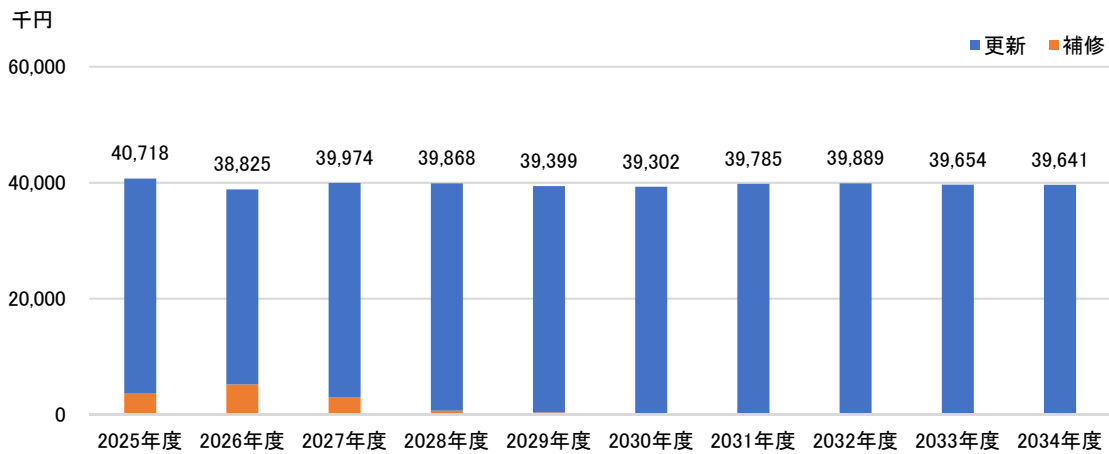
その結果、今後 10 年間の更新・補修対策計画は以下のとおりとなりました。



(5) 計画期間における財源の平準化

上記年次計画をもとに、市の財政への負担を考慮し、特定の年度に過度の支出が生じないように、対策時期を前倒しまたは後ろ倒しにして、財政出動額の平準化を図り、本市の今後 10 年間の公園施設の対策計画を定めました。

今後 10 年間の年次計画（予算平準化後）



(5) ライフサイクルコストの縮減効果

ライフサイクルコスト（以下、「LCC」という）とは、公園施設の使用見込み期間（寿命）までに発生する費用のことを言います。

事後保全型管理施設は、日常の維持管理は行うものの使用見込み期間（寿命）が来るまで計画的な補修を行わない施設であることから、日常の維持保全費と撤去・更新にかかる費用の合計が LCC となります。

一方、予防保全型管理施設は、日常の維持管理に加え、計画的な補修対策と定期的な健全度調査（5年に1回、遊具は1年に1回）を行うことで施設の延命化を図る施設であることから、日常の維持保全費と撤去・更新にかかる費用のほかに、計画的な補修費と定期的な健全度調査費を加えた合計が LCC となります。

LCC の縮減効果は、予防保全型管理に位置付けた各施設に対して、事後保全型管理を行った場合と予防保全型管理を行った場合の1年間にかかる費用を比べることで確認します。

< LCC 縮減効果の算定計算の例 >

予防保全型管理を行うと寿命が延びるので、1年間に必要となる費用が安くなる！



本計画では、163 施設（遊具除く※）を予防保全型管理とすることで年間約 3,600 千円の縮減効果が得られる結果が得られたことから、10 年間（計画期間）で約 **36,000 千円** の縮減効果が見込まれます。

※遊具は、安全面から定期的な補修を行うことが前提とされていることから LCC 縮減効果算定対象外とされています。

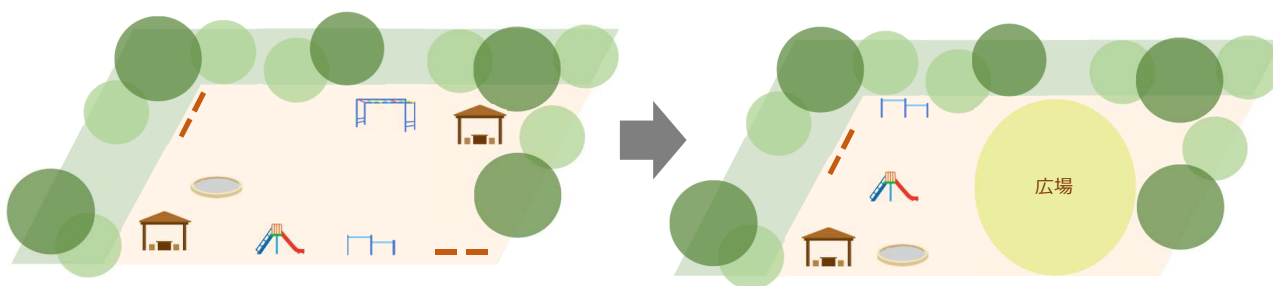
4. 施設再編・集約化の検討

公園施設の長寿命化に係る計画と併せて、今後の維持管理費の低減を図るため、現有施設の再編・集約化についての検討を行いました。

(1) 基本的考え方

施設の再編・集約化の検討では、健全度調査等の結果から、今後 10 年間で更新や補修が必要と判断された施設のうち、現在の公園の利用実態や施設の整備状況などから、撤去したとしてもサービス水準の低下に影響を与えないと判断される施設を抽出し、これら施設を撤去した場合と、更新後 10 年間維持管理を行った場合のコストを比較することで、撤去（再編・集約化）によるコスト削減効果を把握することしました。

施設再編・集約化のイメージ



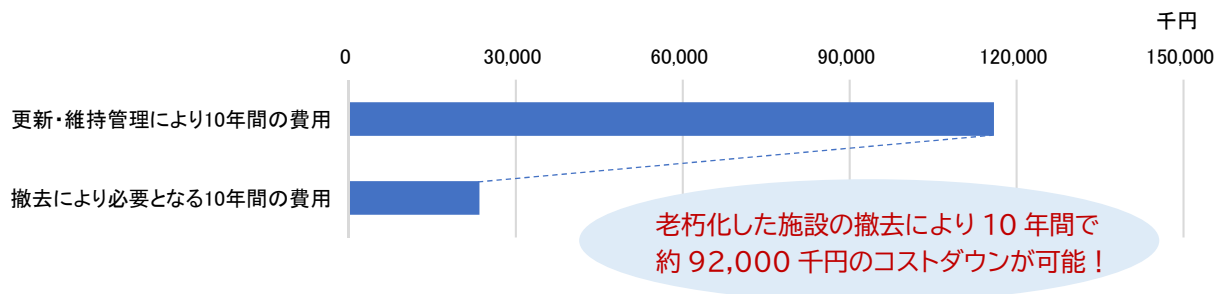
四阿、ベンチ機能が重複している。
類似機能を有している遊具（鉄棒・雲梯）がある。

重複機能を撤去し、広場機能を拡充することでサービス水準を維持しながらコストダウンを図る。

(2) 検討結果

検討の結果、老朽化している施設のうち 48 施設の撤去（再編・集約化）が可能であると判断され、10 年間で約 92,000 千円のコスト削減効果が得られる結果となりました。

今後も、施設の長寿命化と併せ、公園の利用実態や施設の配置状況を踏まえた再編・集約化を進めていくことで、さらなる維持管理費用の低減に努めていきます。



問い合わせ

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号（庁舎4階北）

新居浜市建設部都市計画課 TEL：0897-65-1270（直通） FAX：0897-65-1276